

自動販売機設置に係る県有財産の貸付について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和7年2月25日

奈良県知事 山下真

第1 入札に付する事項

- 1 件 名 自動販売機設置に係る県有財産の貸付
- 2 貸付期間
令和7年5月1日から令和10年3月31日まで（2年335日間）
- 3 貸付物件
[物件番号1] 奈良県庁分庁舎 3階クリーニングコーナー横(中) ほか10物件
※ 詳細については別添仕様書のとおり
 - ア 入札は、物件番号毎に行います。
 - イ 複数の物件の入札に参加申込みをすることができます。
 - ウ 落札者は、貸付期間中、継続的に自動販売機を設置しなければなりません。
 - エ 販売品目は、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、牛乳、ジュース類等の飲料とし、酒類・たばこの販売を行わないでください。
 - オ 事前に各自で自動販売機設置場所の確認を行い、設置を検討している機種を設置した場合の商品補充、メンテナンスのための扉開閉時の支障の有無等を確認してください。確認を行う際には、各設置施設に事前にご連絡ください。
 - カ 貸付期間の更新は、行いません。
 - キ 最低賃料を予定価格とします。

第2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り参加することができます。

- 1 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- 2 当該入札にかかる契約を締結する能力を有する者及び破産者で復権を得た者
- 3 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者でない者
 - ア 奈良県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 奈良県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が奈良県と契約を締結すること又は奈良県との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により、奈良県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて奈良県との契約を履行しなかった者
 - カ アからオのいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号の規定に該当しない者のほか、アからクまでのいずれにも該当しない者
 - ア 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

であると認められるとき。

- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - ク 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- 5 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者
- 6 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者
- 7 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者
- 8 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有する者
- 9 奈良県税の滞納がない者

第3 一般競争入札参加申込書及び一般競争入札実施要領の配布期間並びに配布場所

- 1 配布期間
令和7年2月25日（火）から同年3月14日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- 2 配布場所
 - 1) 奈良県総務部管財課管理係
(奈良市登大路町30番地 奈良県庁主棟1階)
 - 2) 奈良県管財課管理係ホームページ内

第4 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

奈良県総務部管財課管理係 電話0742-27-8406

第5 入札参加申込みの方法

- 1 一般競争入札参加申込書に必要事項を記載し、第2の資格のある者であることを誓約する書面等添付書類を添えて、郵送又は持参の方法により申し込むこと。
 - (1) 一般競争入札参加申込書及び添付書類（以下「申込書等」という。）を郵送する場合

①送付先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管財課管理係

②受付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月14日（金）午後5時までに到着したものに限り、受け付けます。

③郵送方法

書留郵便に限ります。

(2) 申込書等を持参する場合

①受付場所

奈良県総務部管財課管理係

②受付期間

令和7年2月25日（火）から同年3月14日（金）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

2 受付期間に申込書等を提出しない者は、この入札に参加することができません。

3 入札参加申込みがあったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

第6 入札説明及び現地説明は、行いません。

第7 入札の方法

1 入札は、郵送に限ります。

(1) 送付先

〒630-8501

奈良市登大路町30番地 奈良県総務部管財課管理係

(2) 提出期間

令和7年3月27日（木）から同年4月9日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

(3) 郵送方法

書留郵便に限ります。

2 入札金額について、物件番号2, 5, 6, 9を除き、消費税及び地方消費税（税率は入札時点における税率）を含んだ金額を記入してください。

3 入札書は、1物件につき1通とし、再度の入札は行いません。

第8 開札の日及び場所

1 開札の日

令和7年4月11日（金）

物件番号1～11 午前10時00分開札

※開札時の立会を希望する場合は、それぞれ所定の開札時刻の5分前までに開札場所にお越しください。開札時刻に遅れた場合は、入室することはできません。立会者の入室は1名とし、開札時間中の途中退出は認めますが、再度の入室は一切認めません。

2 開札の場所

奈良県庁主棟6階 入札室

第9 入札保証金
免除します。

第10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- 2 虚偽の申請を行った者のした入札
- 3 一般競争入札実施要領に違反した入札

第11 落札者の決定方法

入札金額が予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

第12 契約書の作成の要否等

- 1 契約書の作成の要否
要します。
- 2 契約保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによります。
- 3 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨とします。
- 4 貸付料の支払い方法
契約の相手方は、契約締結後、県が発行する納入通知書により納期限までに年度毎に当該年度の貸付料を納付しなければなりません。

第13 その他

詳細は、一般競争入札実施要領によります。